

令和6年度福島市国民健康保険特定健康診査（個別健診）業務委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）について、福島市長 木幡 浩（以下「発注者」という。）と一般社団法人福島市医師会長 岡野 誠（以下「受注者」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 発注者は、特定健康診査を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 発注者が受注者に委託する業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）」「福島市国民健康保険特定健康診査実施要綱」「令和6年度福島市国民健康保険特定健康診査（個別）実施要領」及び「福島市国民健康保険特定健康診査基準」に基づき、別紙健診等内容表のとおりとする。

（対象者）

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び発注者の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 委託料は、別紙内訳書のとおりとする。

（委託料の請求）

第6条 受注者若しくは実施機関は、特定健康診査については終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料を、発注者の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。福島県国民健康保険団体連合会とする。）に請求するものとする。

2 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

4 特定健康診査において、受注者若しくは実施機関は、第2項に定める電子データの送付に加え、終

了後速やかに、法第 23 条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第 3 条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

(委託料の支払い)

第 7 条 発注者は、受注者若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が 6 日から月末までのものは翌月の末日。）を基本として、発注者と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。尚、支払い日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その前日とする。

2 発注者及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（受注者若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（受注者若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第 6 条第 1 項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第 8 条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、発注者から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、発注者の責任・負担とし、発注者は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、発注者から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第 9 条 受注者及び実施機関は、発注者が受注者に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、受注者あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第 10 条 受注者及び実施機関は、発注者が受注者に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第 11 条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、

実施機関に故意又は重過失のない限り、発注者は受注者及び実施機関と共同しその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 実施機関が受診者から損害賠償請求の訴えを提起された場合には、発注者は実施機関に協力するものとし、実施機関が損害賠償責任を負担しなければならない場合には、実施機関に故意又は重過失のない限り、発注者、受注者協議の上その損失を填補するものとする。

3 前 2 項の場合において、発注者は受注者及び実施機関と協議し対応するものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 受注者および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、福島市個人情報保護条例や別紙個人情報取扱注意事項及び「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成 18 年 4 月 21 日医政発第 0421005 号、薬食発第 0421009 号、老発第 0421001 号）等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、受注者と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第 13 条 発注者は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する受注者及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、発注者が必要と認めるときは、受注者に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 発注者から前項の照会があった場合、受注者は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 発注者または受注者は、発注者または受注者がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する受注者及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより発注者に大きな影響がある場合。

(2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

- をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ハ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ハに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項に関わらず、発注者は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する受注者及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより発注者に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

（委託場所）

第15条 業務は福島市の指定する場所（受注者の会員の医療機関（以下「実施機関」という））で行うものとする。受注者の会員のうち、業務に協力する旨を承諾した実施機関は、あらかじめ受注者に登録するものとし、受注者は発注者に対し、実施機関を報告するものとする。また、登録した実施機関に変更が生じた場合、受注者は直ちに発注者に報告するものとする。

（協議）

第16条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、発注者・受注者誠意を持って協議の上決定するものとする。

発注者及び受注者は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、発注者・受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月28日

発注者

福島市五老内町3番1号
福島市長 木幡 浩

受注者

福島県福島市森合町10-1
一般社団法人福島市医師会
会長 岡野 誠

別紙

健診等内容表

区分		内容		
特定健康診査※	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)		
		自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲	
			BMI	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査	中性脂肪	
			HDL-コレステロール	
			LDL-コレステロール	
		肝機能検査	AST (GOT)	
			ALT (GPT)	
			γ-GT (γ-GTP)	
	血糖検査	空腹時血糖または随時血糖(食直後血糖含む)		
尿検査	ヘモグロビンA1c			
	糖			
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査等	蛋白		
		赤血球数		
		血色素量		
		ヘマトクリット値		
		白血球数		
	血小板数			
	心電図検査			
	眼底検査			
付加項目	腎機能検査	クレアチニン		
		尿酸値		
	尿検査	尿潜血		

※ 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。

※ 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※ 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合発注者から受注者に委託費用は支払われない)。

内訳書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税抜き)		支払条件
		検査料		
特定健康診査※	基本的な健診の項目		8,140円	健診実施後に一括
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査等	210円	
		心電図検査	1,300円	
		眼底検査	1,850円	
		クレアチニン	110円	
	付加項目	尿潜血	20円	
尿酸値		110円		

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

受注者及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受注者及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 受注者及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 受注者及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受注者及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

受注者及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、受注者及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

受注者及び実施機関は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

受注者及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報をはじめ漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

受注者及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。